

## 平成26年度 第2回新潟労働局公共調達監視委員会の審議概要について

第2回新潟労働局公共調達監視委員会が、平成26年10月16日に開催されましたので、審議概要についてお知らせします。

(参考)新潟労働局公共調達監視委員会は、「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の趣旨を踏まえ、工事及び物品・役務等の競争入札案件並びに随意契約案件を第三者機関において審議することにより、新潟労働局が締結する契約が適正に行われるよう監視するため、平成19年12月25日に設置されたものです。

### 〔審議日程等〕

〈日 時〉	平成26年10月16日 9:30～	
〈会 場〉	新潟労働局 2階会議室	
〈委 員〉	委員長 小林 大造	小林経理事務所(公認会計士)
	委員 村山 六郎	村山六郎法律事務所(弁護士)
	委員 大串 葉子	新潟大学経済学部(大学准教授)
〈事務局〉	新潟労働局総務部総務課	
〈審査対象期間〉	平成26年4月1日～26年7月31日契約締結分	

### 〔審議概要〕

#### 1 平成26年4月1日～平成26年7月31日の契約分に係る審議

(事務局) 平成26年4月1日から同年7月31日までの期間において締結した契約は、予定価格が250万円を超える「公共工事」はなかった。予定価格が100万円を超える「物品・役務等」の契約は、競争入札・随意契約合わせて63件あった。

公共調達監視委員会設置要綱第2条に、公共調達審査会が抽出し、審議した案件について当監視委員会で審議することあり、審査会は、契約件数が相当数あることから、会計機関以外の職員から抽出担当者3名を選出し、63件の中から競争入札19件、随意契約18件、合計37件の案件を抽出させて審議した。

本日は、この37件について審議をお願いします。

#### 主な審議内容

##### 〔競争入札〕

#### ①「新発田地方合同庁舎冷暖房機器及び同付属設備保守業務委託」について

(委員) 年3回だけの検査にしては、高額ではないのか。そもそも3回もする必要があるのか。交換だけなのだろう。

(事務局) 冷暖房の併用設備であり、点検仕様書のとおり各設備機器の点検月を定めていますが、概ね冷暖房の切り替え時期5月と10月に行い、3月、6月、11月にも点検や清掃を行う機器もあり、また、その上で、最も使用する8月にも点検を行う必要がありますので、作業回数は少なくなく、契約額も妥当なものと思われます。

#### ②「新潟労働局所有管理に属する庁舎警備請負契約」について

(委員) 毎年、同じ業者が請け負っており、それも入札の都度1社応札というのは、公平性の面からどうなのか。

(事務局) 審査調書にも記しておりますが、入札価格には警備機器の費用は含まれていませんので、他の業者が落札した場合、新たに警備機器を設置することになりますので、前年から請け負っている業者のみが応札したものと思われます。

③「平成26年度新潟労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所で使用する電子複写機保守(リコー社製)に係る年間単価契約」、「同(コニカミノルタ製)に係る年間単価契約」及び「同(京セラミタ製)に係る年間単価契約」の3件について

(委員) 3社のメーカー機種ごとに1社応札となったことは理解したが、そもそも、なぜ複数のメーカーの複写機なのか、一斉に同一のものに変えたらいいのではないか。

(事務局) 当局で使用する電子複写機はリース契約による使用はなく、全て購入により使用することになっています。そのため購入時期がバラバラであり、全て同一メーカーの複写機とはなりません。

(委員) それぞれの入札予定価格は、台数案分計算より算出したものか。

(事務局) いえ、そう言ったやり方はしていません。保守点検をする複写機の機種毎に前年実績、市場価格等を考慮して予定価格を積算しています。

(委員) 了解した。

④「新潟労働局等で使用するレンタカー賃貸借に係る年間単価契約(ア)」及び「各公共職業安定所で使用する車輛(レンタカー)賃貸借契約(イ)」について

(委員) この2つの契約は何が違うのか。

(事務局) (ア)は使用している官用車がなく、どうしても出張しなければならないなど、必要な時に業者に連絡して持ってきてもらいもので、(イ)は配置されている官用車だけでは、日常業務活動が十分とは言えない安定所に、レンタカーを借り上げて常時、庁舎に配置し、使用しているものです。

(委員) (イ)について落札業者以外の応札した2社とも予定価格より高かったが、積算根拠は。

(事務局) 前年までの実績をもとに、各四半期毎の平均をだして年間予定価格を設定しました。また、(イ)は結果的に最低価格提示の落札業者になりましたが、価格だけでなく、車輛の環境性能を加味した総合評価落札方式によって入札を行いました。なお、(ア)は緊急の場合に借り上げるものであり、環境性能にこだわらず、最低価格落札方式で入札を行っております。

⑤「新潟公共職業安定所マザーズハローワーク安全サポート業務委託」について

(委員) 1社応札の理由として該当する業者は1社のみと言うのであれば、競争入札にならないのではないかと。入札参加の条件が決まっているのなら仕方がないが、確認したい。

(事務局) この業務委託仕様書で参加資格が決めており、全国保育サービス協会の正会員であることが条件となっており、新潟県では2業者だけです。

(委員) 基本的に1者のみ、毎回、同じ業者だけが入札に参加するとなれば、意味がないし、また子育て支援のNPO法人など、他の業者が育たないのではないかと。参加資格について工夫の余地があると思う。

(事務局) 当局で仕様書を大幅に変更することはできませんが、今後、工夫すべき点があれば検討したいと思います。

〔随意契約〕

①「障害者就業・生活支援センター事業委託費(随物9号～随物15号 7件)」について

(委員) 7件の契約ともいずれも予定価格が増えているが、これは消費税のアップ分か。

(事務局) 消費税のアップ分も当然含まれますが、本省より示された仕様書の内容を前年度の実績から積算して予定価格としております。中には人員を増やしたところもあります。

(委員) 県内を7つの地域に分けて、一地域に1業者と決まっているようだが、競争できないのか。

(事務局) 当該事業の実施要綱により、委託者が事業者を選定して、委託の申し入れを行った上で、契約を行うものでして制度上、競争を排除して随意契約により調達するものです。また、事業の目的・性格からみて、複数の業者を競わせるの好ましくないということもあり、要綱に定めているものと思われまます。

(委員) 契約業者は県知事からの推薦を受けているとのことだが、新潟県と一緒にやっている事業なのか。

(事務局) 新潟県と一部共同で事業を行っています。

今回の審議案件については、特に問題なしと考える。

#### 4 その他

次回の監視委員会は、翌年1月下旬頃の開催を予定しています。